

巻 頭 言

社会福祉法人 日本ライトハウス
視覚障害リハビリテーションセンター

所長 日比野 清

視覚障害リハビリテーション関係専門職員の 養成と資格化および配置基準策定への期待

日本ライトハウスは1965（昭和40）年、我が国ではじめてともいえる社会適応訓練（生活訓練）を基本とした視覚障害リハビリテーションセンターとして視覚障害者更生施設「職業・生活訓練センター」を開設して以来、社会適応訓練の概念や内容の明確化とその普及、さらには視覚障害者の職種の開拓と先駆的な事業に取り組んできた。そして、1992（平成4）年には複合施設として総合的な視覚障害者のリハビリテーションを展開するために「視覚障害リハビリテーションセンター」と再編した。

視覚障害者の社会適応訓練は、歩行訓練・日常生活動作訓練・コミュニケーション訓練の3本柱の訓練系からなる各種の科目によって構成され、さらにそれに加え各種レクリエーション指導や講義、ケースワークやカウンセリングを含め、より広くとらえられるようになってきたのは自明の事である。この社会適応訓練の必要性と重要性について広く認識されるようになってきた頃、社会適応訓練を指導する専門職員の養成も必要であるという認識から、第1回の歩行指導員養成講習会が1970（昭和45）年、夏の2ヵ月間をかけて、アメリカ海外盲人財団（AFOB: American Foundation for Overseas Blind, 現 HKI: Helen Keller International）と日本ライトハウスとの共催、厚生省・文部省の後援のもとに開催された。それから2年後の1972（昭和47）年からは、厚生省の委託事業となり毎年開講されるようになった。しかし、視覚障害者の社会適応訓練は歩行訓練だけでない事は既に述べたとおりであり、他の訓練系の専門職員の養成が課題となっていた。

アメリカにおいては、既に1960年代から歩行訓練士やリハビリテーションティーチャー（日常生活動作訓練とコミュニケーション訓練を担当する専門職員）の養成が大学で開始され、現在では歩行訓練士は12校、またリハビリ

テーションティーチャーは4校の大学で養成を行なっている。これはリハビリテーション訓練の質を統一するため、より質の高い訓練士の養成が不可欠であったためである。1994年4月現在における歩行訓練士の実働数は約1500人、リハビリテーションティーチャーは約520人という現状である。日本ライトハウスの視覚障害リハビリテーション専門職員の養成における課題として長い間、厚生省と協議を重ねてきたリハビリテーションティーチャーの養成については、1994（平成6）年から委託される事になり、事業の名称も新たに「視覚障害社会適応訓練指導者養成」となり、前期を歩行指導者（歩行養成）、後期をリハビリテーション指導者（リハ養成、リハビリテーションティーチャーに相当するもの）養成課程として充実させた。ところで、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院に設置されている「視覚障害生活訓練専門職員養成課程」（1990年より）でも、同程度の専門指導員の養成が行なわれているが、日本ライトハウスの養成課程は特に現場で働く者を主な対象と考え、歩行指導を基本とした積み上げ式受講を取り入れ、講習期間を考慮し、より施設職員の参加が容易になるよう工夫をこらしている。

現在、我が国の視覚障害者総数は353000人と推計され、毎年約2万人の中途視覚障害者が増加しているといわれている。それに対して、日本ライトハウスの歩行養成修了者324名（平成6年度修了者を含む）に、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の修了者約30名を加えても350名余りであり、とうてい増加する視覚障害者のリハビリテーションへのニーズに応えられる現状とはいえない。これを打開するために、上記指導者の養成を促進していくとともに検討して行かなければならないのが、専門職員としての資格化と施設などへの配置基準の策定である。少なくとも、大学卒業後1年間かけて専門知識と技術を修得するのであるから、それに相当する資格を与え身分を保障するとともに、リハビリテーション訓練の質の統一化を図らなければならない。さらに、視覚障害者に対してリハビリテーションを完全保障していくために、資格化された訓練士を視覚障害者更生施設や、A・B型の身体障害者福祉センター、点字図書館など視覚障害関係施設に配置する基準を策定していくべきではなかろうか。